



第 6 章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針
(法第 8 条第 2 項第 4 号)

1 景観重要建造物の指定の方針

1-1. 景観重要建造物の指定の方針

本市では、これまで高崎市都市景観条例に基づき、高崎の文化、産業、教育、生活などに関わる歴史的な建造物などで、特に景観上重要なものを「高崎市都市景観重要建築物等」に指定し、所有者と市民、そして行政が協力して保全・活用を図ってきました。

本計画では、次のとおり指定基準を定め、本市の景観の形成に重要な役割を果たしている建造物を景観重要建造物に指定します。

景観重要建造物指定基準

必須基準1	地域の自然、歴史、文化などからみて、建築物の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること
○ 地域の活性化に資するもの	<ul style="list-style-type: none">・地域の人々が長年慣れ親しんできたもので、地域の活性化の資産となるもの・芸術・文化などで取り上げられたものあるいは著名人が滞在したなどの謂れがあるもの
○ 歴史的価値があるもの	<ul style="list-style-type: none">・町家や蔵、宿坊など、本市の近世までのまちの歴史に由来する伝統的建造物とそれらの伝統的建造物と一体となった景観を構成している塀や敷石、庭園など・工場や倉庫、洋風建築など、主に本市の近代における社会経済活動の歴史に由来する伝統的建造物とそれらと一体となった景観を構成している煙突や塀、敷石など・養蚕農家住宅、養蚕小屋、蔵など、本市の山村集落、田園集落における農林業や暮らしの歴史に由来する伝統的建造物とそれらと一体となった景観を構成している石垣や水路、塀など
○ 建築的価値があるもの	<ul style="list-style-type: none">・著名な建築家の設計によるもので市のシンボルとなっているもの・優れたデザインを有し、地域のシンボリックな存在であり、良好な景観の形成に寄与するもの
○ 景観的価値があるもの	<ul style="list-style-type: none">・街角やアイストップに位置するなど、地区レベルの景観形成に取り組む上で重要な位置にあるもの・地域のランドマークとなっているもの
必須基準2	「高崎らしさの現れた景観」の特徴を有し、地域で愛され、良好な景観の形成に必要なものであること
必須基準3	道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること

※文化財保護法の規定により、国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定もしくは仮指定されているものは、景観重要建造物に指定できません。

1- 2. 指定にあたっての手続き


- ・景観重要建造物の指定には、所有者の同意が必要となります。
- ・最初の段階で所有者又は管理者の意見を聞き、十分な協議のもと、保全・管理・活用に関わる事項を定めた上で、景観審議会の意見を聞きます。


1- 3. 保全、管理及び活用の方針

- ・所有者などによる適切な保全・管理を支援します。
- ・指定建造物の保全とともに、その周辺の景観形成についても積極的に取り組みます。
- ・指定建造物を周知し、景観的な価値を高めます。
- ・指定建造物の周辺から望見される場所では、指定建造物の魅力・特徴を損なわないように配慮します。
- ・指定建造物の増改築、修繕などを行う場合は、市長の許可が必要となります。

1- 4. 高崎市景観重要建造物の指定状況

本市では、旧条例に基づき都市景観重要建築物等(6件)を指定し、保全・活用を図ってきました。現在では、景観法に基づく景観重要建造物として6件を改めて指定し、引き続き、所有者と市民、そして行政が協力して保全・活用を図ります。

第1号	旧井上房一郎邸	所在地：八島町	
平成22年2月1日指定			
<p>木造平屋建て、在来軸組構造、昭和27年建造。</p> <p>この建物は、実業家の井上房一郎が昭和27年建築家アントニン・レーモンドの麻布笄町の自邸とほぼ同じものを、同氏の同意を得て、現在地に建てたものです。</p> <p>丸太を柱や鉄状トラスで有効に使い、天井は張らないなど戦後のレーモンドスタイルの住宅の特徴を顕著に表す建物と、井上房一郎の作庭による鬱蒼とした樹木が一つになって独特の情景を伝えています。</p>			

第2号	群馬音楽センター	所在地：高松町	
平成22年2月1日指定			
<p>鉄筋コンクリート打ち放し、2階建て折板構造。</p> <p>この建物は、昭和36年に音楽堂を熱望する高崎市民の期待に応え、建築家アントニン・レーモンドの設計で建設されました。コンクリートの打ち放しと折板構造、全面ガラス張りのロビーなどが、直截的に造形美に結びついています。</p> <p>城址地区におけるシンボリックな景観を形成するとともに、平成12年に「文化遺産としてのモダニズム建築・日本の20選」に選ばれるなど、日本国内はもとより世界的にも注目されています。</p>			

第3号	財団法人山田文庫	所在地：常盤町
平成22年2月1日指定		
<p>木造2階建て、在来軸組構造、明治以前建造。</p> <p>山田文庫は、旧中山道が常盤町で直角に向きを変える角地、明治初期から産業が興隆したこの地区の中心的な位置にあります。明治以前の建物と思われる主屋、土蔵、明治16年頃移築の茶室からなり、今ではほとんど見られなくなった背の高いイギリス積みのレンガ塀は当時九蔵町にあった茂木銀行から移築したと伝えられています。</p> <p>昭和49年に山田文庫を創設した山田勝次郎は、京都大学助教授を経て、高崎倉庫社長となり、ここを自邸として活躍しました。</p>		



第4号	吉田家(旧釜浅肥料店)	所在地：高砂町
平成22年2月1日指定		
<p>木造2階建て、在来軸組構造、大正、昭和7年建造。</p> <p>当家は江戸期から昭和期まで続いた肥料商の老舗で、これらの建築物等は、大正末期から昭和初期に建てられたものです。店舗、主屋、レンガ蔵、門、そして庭が良い状態で残されており、当時の商家の佇まいをよく残しています。内側の主屋は、丸の内のビル等の設計を手がけた建築家、保岡勝也の設計によるもので、近代和風住宅の志向をよく表した質の高い造りとなっています。(原則として非公開)</p>		



第5号	浦野家	所在地：上豊岡町
平成22年2月1日指定		
<p>木造2階建て、在来軸組構造、大正2年建造。</p> <p>当家は明治から大正に建てられた養蚕農家住宅ですが、主屋は入母屋造りの屋根、漆喰仕上げの外壁、そして軒裏の見切りの部分には左官職人の手になる鍔絵がみられる等、大変珍しい凝った造りとなっています。</p> <p>また、都市化の進む中で主屋、馬屋、土蔵、物置、そして池を配した庭、竹林等、当時の豊岡地区の代表的な農村景観が良好な状態で残っており、その意味でも貴重な存在といえます。(原則として非公開)</p>		



第6号	山田家(旧山源漆器店)	所在地：本町
平成22年2月1日指定		
<p>木造2階建て、明治15年頃の建造。</p> <p>この建物は店蔵と主屋からなり、関東地方の店蔵造りの特徴を今も大切に残す貴重な建物といえます。特に通りに面した店蔵は、慰斗瓦積みの棟瓦、鬼瓦及びカゲ盛を見せる屋根、それを受ける3段の軒蛇腹、2階の2つの窓に設けられた軸吊り形式の観音開き扉、そして漆喰で仕上げ、更に黒く塗られた外壁等、重厚感あふれた外観を持ち、通行する人々が思わず足を止めるほど、印象深い景観を創っています。(原則として非公開)</p>		



2 景観重要樹木の指定の方針

2-1. 景観重要樹木の指定の方針

本市では、地域の良い景観形成に重要な役割を持つ樹木を、次の指定基準によって景観重要樹木に指定します。

景観重要樹木指定基準

必須基準 1	地域の自然、歴史、文化などからみて、樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること
○ 地域の活性化に資するもの	<ul style="list-style-type: none">・地域の人々が長年慣れ親しんできたもので、地域の活性化の資産となるもの・芸術・文化などで取り上げられたものあるいは著名人が植樹したなどの謂れがあるもの
○ 歴史的価値があるもの	<ul style="list-style-type: none">・屋敷林のケヤキなど、伝統的な集落景観や歴史的まちなみの要素となっているもの・桑畑や梅林など、地域固有の生業や暮らしの風習などに由来する樹木のうち、特に重要と認められるもの・社寺林や里山を構成する樹木のうち、特に重要と認められるもの
○ 建築的価値があるもの	<ul style="list-style-type: none">・樹高や樹形が美しく、周辺の景観形成に良好な影響を与えているもの・地域のシンボルとして市民や来訪者に親しまれ、周辺景観の核となっているもの・良好な景観形成に取り組む上で、重要な位置にあるもの
必須基準 2	「高崎らしさの現れた景観」の特徴を有し、地域で愛され、良好な景観の形成に必要なものであること
必須基準 3	道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること

※文化財保護法の規定により、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定もしくは仮指定されているものは、景観重要樹木に指定できません。

2-2. 景観重要樹木指定にあたっての手続き

- ・景観重要樹木の指定には、所有者の同意が必要となります。
- ・最初の段階で所有者又は管理者の意見を聞き、十分な協議のもと、保全・管理・活用に関わる事項を定めた上で、景観審議会の意見を聞きます。

2-3. 保全、管理及び活用の方針

- ・所有者などによる適切な保全・管理を支援します。
- ・指定樹木の保全とともに、その周辺の景観形成についても積極的に取り組みます。
- ・指定樹木を周知し、景観的な価値を高めます。
- ・指定樹木の周辺から望みされる場所では、指定樹木の魅力・特徴を損なわないように配慮します。
- ・指定樹木の伐採、又は移植を行う場合は、市長の許可が必要となります。

高崎市景観重要建造物と アントニン・レーモンド

世界的に有名な建築家アントニン・レーモンド(1888-1976)は、チェコで生まれ、渡米後、フランク・ロイド・ライトに師事、1919年(大正8年)ライトと共に帝国ホテル建築のため来日、多くのモダニズム建築を残しました。

高崎市は、レーモンドゆかりの2件、旧井上房一郎邸と群馬音楽センターを高崎市景観重要建造物として指定していますが、レーモンドがなぜ高崎にやってきたのでしょうか？

それは、戦前のブルーノ・タウトの高崎居住(p.58 参照)に遡ります。

実業家井上房一郎氏は、タウトと共同で「ミラテス」という工房を設立、軽井沢と銀座に店を出していました。ここをレーモンド夫妻がしばしば訪れたことがきっかけだといえます。

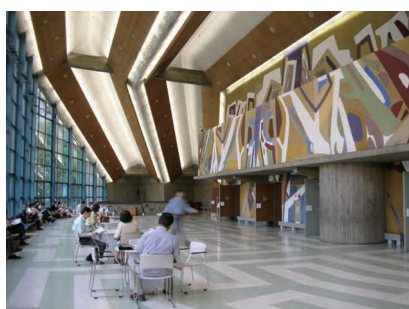
戦後、再来日したレーモンドと井上氏は、1951年再会し、その後も親交を深めていきました。そんな矢先、1952年(昭和27年)井上氏は自邸を火災で焼失、たびたび訪れていたレーモンドの「笄町の自邸」とほぼ同じ住宅を高崎に建てることにしました。



旧井上房一郎邸居間



群馬音楽センター東側側面



群馬音楽センター2Fホワイエ

井上氏は、群馬交響楽団、群馬音楽センター、群馬県立近代美術館の設立などに深くかかわった人物です。高崎の文化の礎が創られていくのを目の当たりにしてきたのが、この旧井上房一郎邸です。

1956年(昭和31年)高崎市では、音楽センター設立運動が盛んになり、全市民を巻き込んだ募金活動の末、1959年(昭和34年)建設予算案が可決されました。市は、音楽センターの設計を群馬交響楽団会長でもあった井上氏と親交のあったアントニン・レーモンドに依頼しました。

レーモンドは高崎市民の熱心な建設運動に応じて、精魂を傾けて設計にあたり、1961年(昭和36年)高崎という地にふさわしい音楽ホール、群馬音楽センターが完成したのです。